

○ 京都市土地開発公社に係る固定資産税の減免について

(平 25・3・18 行税税第 103 号 各区長宛て副市長名)

京都市土地開発公社に係る固定資産税及び都市計画税については、京都市市税条例施行細則第 4 条の 6 第 7 号の規定に基づき減免することとしましたので、その取扱いに遺憾なきを期せられたく通達します。

この取扱いは、平成 25 年 4 月 1 日以後に到来する納期に係る固定資産税及び都市計画税から適用することとする。